

平成26年7月22日

特定保健用食品の許可について

消費者庁では、本日、健康増進法第26条第1項に基づき特定保健用食品の表示許可を行いましたので公表します。

今回許可を行ったのは、別紙の6件（うち規格基準型特保2件、再許可等特保2件）です。

（参考）

特定保健用食品（条件付き特定保健用食品を含む。）は、食品の持つ特定の保健の用途を表示して販売される食品です。特定保健用食品として販売するためには、製品ごとに食品の有効性や安全性について審査を受け、表示について国の許可を受ける必要があります。

詳しくは、<http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin86.pdf> を御覧ください。

（担当）消費者庁食品表示企画課 松原、鉄橋

TEL : 03-3507-9222（直通）

FAX : 03-3507-9292

平成26年5月22日付けで消費者委員会より答申があった案件のうち、許可とする特定保健用食品(2件)

通し番号	商品名	申請者	食品の種類	関与する成分	許可を受けた表示内容	摂取をする上での注意事項	1日摂取目安量	区分	許可日	許可番号
1	ヘルシアスパークリング パレンシアオレンジフ レーバー	花王株式会社	炭酸飲料	茶カテキン	本品は茶カテキンを豊富に含んでおり、エネルギーとして脂肪を消費しやすくなるので、体脂肪が気になる方に適しています。	多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。	1本を目安にお飲みください。	特保	26.7.22	1471
2	ヘルシアスパークリング a	花王株式会社	炭酸飲料	茶カテキン	本品は茶カテキンを豊富に含んでおり、エネルギーとして脂肪を消費しやすくなるので、体脂肪が気になる方に適しています。	多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。	1本を目安にお飲みください。	特保	26.7.22	1472

消費者委員会への諮問を省略して良いとされているため※1、消費者庁で審査を行い許可とする再許可等特定保健用食品(4件)

通し番号	商品名	申請者	食品の種類	関与する成分	許可を受けた表示内容	摂取をする上での注意事項	1日摂取目安量	区分	許可日	許可番号
3	焙じ力茶	株式会社 佐藤園	茶系飲料	難消化性デキ ストリン(食物 繊維として)	食物繊維(難消化性デキストリン)の働きにより、糖の吸収をおだやかにするので、食後の血糖値が気になる方に適しています。	血糖値に異常を指摘された方や、糖尿病の治療を受けておられる方は、事前に医師などの専門家にご相談の上、お召し上がりください。摂り過ぎあるいは体質・体調によりおなかやゆるくなる場合があります。多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。	1日3回、食事とともに1回1包(6g)を約100mlのお湯または水に溶かしてお飲みください。	規格基準型特保	26.7.22	1473
4	緑のカ茶<濃い味>	株式会社 佐藤園	茶系飲料	難消化性デキ ストリン(食物 繊維として)	食物繊維(難消化性デキストリン)の働きにより、糖の吸収をおだやかにするので、食後の血糖値が気になる方に適しています。	血糖値に異常を指摘された方や、糖尿病の治療を受けておられる方は、事前に医師などの専門家にご相談の上、お召し上がりください。摂り過ぎあるいは体質・体調によりおなかやゆるくなる場合があります。多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。	1日3回、食事とともに1回1包(5.65g)を約100mlのお湯または水に溶かしてお飲みください。	規格基準型特保	26.7.22	1474
5	リカルデント ベリーミ ント	モンデリーズ・ジャパ ン株式会社	チューインガ ム	CPP-ACP (乳たんぱく分 解物)	むし歯の始まりである脱灰を抑制し、再石灰化及びその部位の耐酸性を増強するCPP-ACPを配合しているため、歯を丈夫で健康にします。	一度に多量に食べると体質によりお腹がゆるくなる事があります。	2粒を同時に1日4回、1回あたり20分間を目安にお召し上がりください。	再許可等特保	26.7.22	1475
6	キトサン大麦若葉 花 まる青汁	株式会社 東洋新薬	粉末飲料	キトサン	本品は、コレステロールの吸収を抑え、血清コレステロールを低下させる働きのあるキトサンを配合しているため、コレステロールが気になる方の食生活の改善に役立ちます。	摂りすぎあるいは体質・体調により、一過性の膨満感を覚えることがあります。	1日3袋(9g)を目安にお召し上がりください。	再許可等特保	26.7.22	1476

※1 特定保健用食品の安全性及び効果に関する消費者委員会の諮問のうち、「規格基準型」及び「再許可」に係わる案件については、消費者委員会における安全性及び効果の審査を経ているものとして取り扱うこととし、諮問を省略してよいとされている。(平成22年1月28日府消委第11号より)